



## 企業・団体等の事業活動存続を妨げる“サイバー空間における脅威”について

### ●事業活動に欠かせない『情報』

現代では、コンピューター・ネットワーク、インターネット等のIT (Information Technology:『情報』技術) は、社会経済活動の基盤となっており、企業・団体等の事業活動においても『情報』は欠かせないものと広く認識されています。

そのため、『情報』をターゲットに事業活動を麻痺させるリスクである“サイバー攻撃”は現実の脅威となっており、不正アクセスによる情報流出やサイバー犯罪が続々と発生し、その手口は悪質・巧妙化の一途を辿っています。

企業・団体等は、社会とつながり、社会に必要とされながら事業活動を行うなかで、サイバーセキュリティへの対策や体制整備を怠ったことが原因で顧客情報や取引先等から預かった機密情報を流出させてしまうと、これまで積み上げてきた社会や取引先等からの信用・信頼が失墜し、その結果、事業が継続できなくなる事態を招いてしまう可能性があります。

これらの事業危機を招く外部からの脅威のうち、最近、日本国内でも多くの被害が報告されているもののひとつが、“ランサムウェア”です。



### ●ランサムウェアの影響

ランサムウェアとは、身代金を意味する「Ransom (ランサム) 」とプログラムを意味する「Software (ソフトウェア) 」を組み合わせた造語で、Webサイトやメールに記載されたリンクや添付ファイル等様々なルートから感染する不正プログラムです。

感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価（金銭や暗号資産）を要求されます

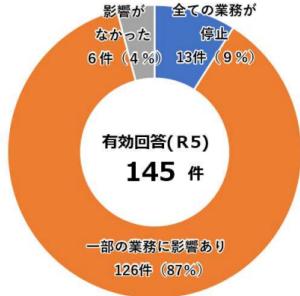
企業・団体等でランサムウェアの被害が深刻化していることから、警察庁では、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等を推進するため、サイバー攻撃対策を担当する組織として“サイバー警察局” “サイバー特別捜査部”を設置しています。

警察庁：サイバー警察局が公表している資料【令和5年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について】の中で、《企業・団体等におけるランサムウェア被害が業務に与えた影響》として、『影響がなかった』と回答した企業・団体等は4%、『全ての業務が停止』『一部の業務に影響あり』と回答した企業・団体等は合わせて94%を占めるとのデータを公表しています。

(：警察庁調査に回答した有効回答145件)

企業・団体等におけるランサムウェア被害及びその実態

(1) ランサムウェア被害が業務に与えた影響



引用:警察庁【令和5年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について】Webサイト  
[https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R5/R05\\_cyber\\_jousei.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R5/R05_cyber_jousei.pdf)

## サイバー犯罪被害に遭つたら、どこに相談したらいいの？

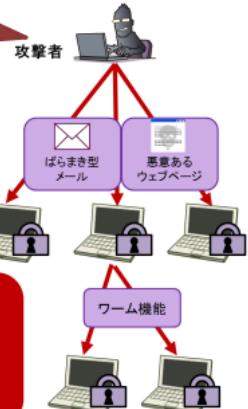
最寄りの警察署又は都道府県警察本部サイバー犯罪相談窓口に通報・相談してください。

都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口はこちら⇒  
<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>



### 従来のランサムウェア攻撃

不特定多数に攻撃

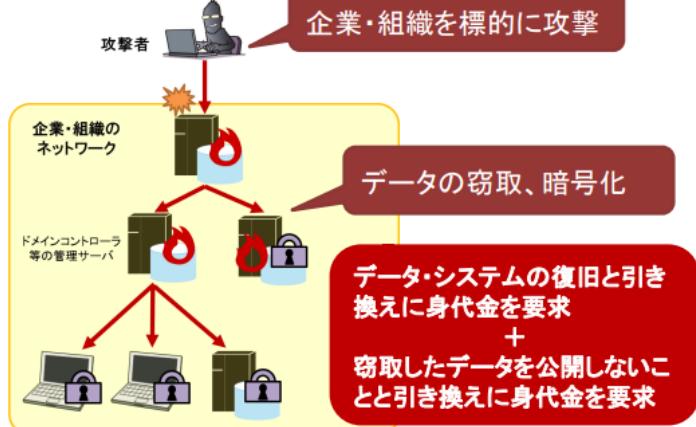


データを暗号化して使用不可能に

データの復旧と引き換えに身代金を要求

### 新たなランサムウェア攻撃

企業・組織を標的に攻撃



データの窃取、暗号化

データ・システムの復旧と引き換えに身代金を要求 + 窃取したデータを公開しないことと引き換えに身代金を要求

引用:経済産業省【最近のサイバー攻撃の状況を踏まえた経営者への注意喚起】Webサイト  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11623215/www.meti.go.jp/press/2020/12/20201218008/20201218008-1.pdf>

## ●平時の取組推進と体制構築

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター【NISC】や経済産業省等は、関連ガイドライン等の中で善管注意義務や任務懈怠責任、管理責任に触れながら、経営者の下でのサイバーセキュリティの対応強化への取り組みを求めています。

現状を把握した上で、どのような事前対策を講じながら、平時の取組推進と体制構築を進めるなどを検討し、リスクに打ち勝っていきましょう。

企業・団体等のみなさまの事業を継続する力、成長する力を持つていく取り組みを、AIG損害保険はサポートしていきます。

## AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前 9 時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>